

平成28年5月16日

琵琶湖河川事務所

琵琶湖河川事務所 youtube（ユーチューブ）運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、琵琶湖河川事務所が取得した公式ユーチューブアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本ポリシー

公式ユーチューブアカウントの運用は、浸水想定区域等の防災情報、工事進捗等に関する事業情報、並びに様々な行政情報を発信することにより、琵琶湖河川事務所が所掌する河川事業（瀬田川・野洲川）、ダム再開発事業（天ヶ瀬ダム）などの業務について理解を深めていただくと共に、利用者の利便性を高めることをポリシーとする。

3. 運用方法

公式ユーチューブチャンネルの運営主体は琵琶湖河川事務所調査課とし、以下の通り運用する。

（1）発信する情報

- ・防災情報：瀬田川洗堰の操作に関する情報、各河川の浸水想定区域に関する情報等
- ・事業情報：工事進捗等に関する情報、河川周辺の利用に関する情報等
- ・活動情報：淀川水系内における各種情報、記念式典等のイベント活動情報等
- ・琵琶湖河川事務所が行った記者発表等の情報

（2）アカウントの管理及び発信する文章の作成担当及び発信手順

アップロードする動画等は、琵琶湖河川事務所公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）に掲載する情報を補完するため事務所広報担当者が作成・掲載する。

（3）発信にあたっての留意点

- ・誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信とする。
- ・信頼性が確保できない情報は発信しない。

（4）発信手順

情報の発信（広報）にあたっては、別途定める発信責任者の確認を得た上、適時公式アカウントでアップロードする。

（5）なりすまし防止

なりすましによる誤情報等の流布の防止のため、公式ユーチューブのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。また、ユーチューブのアカウント名を事務所ホームページ上に明示する。

なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

（6）不適切な情報発信等の監視

PCからアクセスするユーチューブ画面の状況について異常がないか、適時確認を行う。

（7）その他

ユーチューブの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理

者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。

4. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知する。

また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式ホームページにより発信し周知する。

5. その他

情報発信については、本運用ポリシーの他、内閣官房情報セキュリティセンター、総務省、経済産業省の指針（平成23年4月5日付）に基づき、運営する。